

高等学校の生徒指導と家庭の役割について

渡津 英一郎（現代中国学部教授）

はじめに

文部省は昭和40年、「時代の進展とともに多様化した生徒の学校教育」に対処するため、また「増加傾向にある非行や問題行動への適切な対応」のため、中・高等学校の教員向けに生徒指導資料第1集『生徒指導の手びき』を作成した^①。昭和56年には、教育課程の基準の改定が二度行われ、生徒を取り巻く社会の状況などに変化が起こってきたことから、『生徒指導の手引 改訂版』を作成した^②。また、文部科学省は毎年度、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査を実施していたが、「児童生徒の問題行動等は近年複雑化・多様化するとともに、低年齢化が進んでいること」から、小学校から高等学校段階までの組織的、体系的な生徒指導が進められるよう、平成22年、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として『生徒指導提要』をまとめた^③。

高等学校への進学率は、高度経済成長期に上昇し、昭和40年には70%、昭和49年には90%を超えた。以降漸増し平成19年には96.4%と、ほぼ中学生のほとんどが入学している^④。多様な生徒が入学するようになれば、これまで要しなかった新たな指導課題が生まれてくる。意欲や関心がなくても登校させ、基本的な生活習慣を身につける必要がある。倫理観や規範意識の低下が問題になれば、集団生活に慣れさせ規則を守るようにさせなくてはな

らない。これらは、高等学校が指導することではなく、入学前に理解し行動できるものとされてきた。しかし、現在この指導に時間と労力をかけている学校は多い。『生徒指導提要』は、このような状況にある学校・教職員のためまとめられたもので、具体的な指導や研修への活用が期待されている。ただし、対象が小学校段階からとなったものの、学校・教職員用という性格上、家庭教育については学校との連携として示されるに止まっている。高校生を持つ家庭・親の役割や育て方にはほとんど触れられていない^⑤。

一方、文部科学省は、家庭教育に関するヒント集として、平成10年から『家庭教育手帳』を作成し、乳幼児や小学生を持つ家庭への配付や家庭教育に関する学習機会等での活用促進を図っている^⑥。この時期の子どもは、身近な親に存分な愛情を求めており、家庭の役割は大きい。家庭の教育力低下が指摘されるなか、自信を持って子どもを育てられるよう意図したものである。ところで、中・高校生になっても、依然家庭の役割は大きく親の子育ては終わらない。子どもは親に距離をおくようになるが、育て方に不足があれば、その分も含め家庭でなすべきこととなる。しかし『家庭教育手帳』には、高校生を持つ家庭・親の役割や育て方には触れられていない。

本稿では、『生徒指導提要』が学校・教職員に広く活用されつつあるのを機に、高校生

に生徒指導としてどこまで指導するのか、家庭で行うことは何か考察してみた。

一、生徒指導の意義と役割の変化

1. 生徒指導の意義と役割

『生徒指導提要』には、生徒指導とは「一人ひとりの児童・生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動」とある。

その目的は、「すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達」、「学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになること」を目指すとして、更に意義と重要性については、「学校の教育目標を達成するうえで重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つもの」とされている⁷⁾。

また、これまで小学校から高等学校までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法などについて、時代の変化に即して網羅的にまとめた基本書が存在しなかったとして、それぞれ学校種別のもしくはその連続した指導を目指したものとなっている⁸⁾。

就学後の子育ては、教員の果たす役割が大きくなり、次第に家庭教育はその機能を学校に転嫁したと受け止められるようになる。しかし学校の教員にできることは限られており、家庭・地域などそれぞれの立場で行うものであることに変わりはない。学校ではこのことを生徒指導として、教科の教育活動をはじめ、ホームルーム活動・生徒会活動、入学式・修学旅行・体育大会などの学校行事、その他

あらゆる機会に様々な場所で行っている。

小・中学校へは、親が子どもを就学させる義務がある。そのため、親は子どもが学校で学ぶ時間を確保するだけでなく、学ばせるため基本的な生活習慣・規範意識を身につける必要がある。家庭生活を通して人間関係の在り方や社会のルールを学ばせなければならない。朝早く起き、夜更かしをしない。決められた時間・場所で、無駄にしないように飲食する。ものを盗らない、暴力をふるわない、人前で騒がない、人の話は静かに聞く。これら生活上・道徳上のマナーやルールは、まずは親がしつけなければならない。今回の『生徒指導提要』には、小学校段階からの内容が取り入れられた。その理由として、問題行動の低年齢化ということもあるが、生徒指導は小学校から行うのが効果的であること、この頃の指導が中・高等学校に大きく影響しているからである。小学校入学前は、親の果たす役割は大きい、小・中学校在学中も、親が時間と労力をかけ行うことは多い⁹⁾。

高等学校は、親が子どもに教育を受けさせる義務はない。しかし、高等学校へ入学させることによって親の役割が終わることはない。小・中学校とは違った形での関わりが求められ、時に厳しい対応をしなければならない。子どもが高等学校への進学を希望し、親として進学させるならば、基本的な生活習慣や年齢相応の規範意識は、事前に身につけさせるべきである。在学中も、学校の生徒指導と連携し、学校に協力して家庭教育を行わなければならない。

2. 生徒指導と教育環境

進学率の上昇とともに、生徒数や学校数だけでなく、高等学校への期待も変化した。生徒の実態と保護者の要望もあり、普通科の全日制以外に、幅広い科目に対応している総合学科を設置した学校⁽¹⁰⁾、決められた単位を修得すれば卒業が認められる単位制の学校⁽¹¹⁾、分校・協力校・学習センターを設置している広域通信制の学校⁽¹²⁾など、多様な学校が設置されるようになった。しかし、地域で人気のある普通科全日制の高等学校を頂点として、難易度が高い学校から順に選択する傾向は、以降も大きく変わっていない⁽¹³⁾。進学希望者は目的と学力により学校を選択できるので、学校ごとに生徒の平均的な学力や雰囲気には大きな違いが生じた。大学受験を目的とした生徒が集まる学校、授業以外のものに期待がかけられた学校、卒業だけを目的とした生徒が集まる学校などである。

学習指導要領も、科学技術の進歩、経済・社会の急激な進展等に対応するため、生徒の実態と進路希望に添うものとなるよう、ほぼ10年ごとに改訂された。昭和45年には、必修教科、科目数・単位数が削減された。更に、昭和53年には、多様化した生徒には多様な教育課程の編成が行えるよう、卒業単位や週当たりの授業時数が引き下げられた。ゆとりある学校生活を実現させるカリキュラムとした。このことにより、漸次積極的に学習に取り組むようになり、学習内容が定着すると期待された⁽¹⁴⁾。しかし、学級・学校という集団に馴染まず、授業・休憩という時間の枠に縛られたくない生徒の、意欲・関心が高まり

指導の成果がそれほど上がったとは思われない。指導要領に基づいて指導するには、教員や授業の魅力で惹きつけようとしても限界がある。学習の努力をしたくない生徒に、学習の意欲や心構えを持たせるよう、より指導に時間と労力をかけねばならなくなった。

しかし一方、公私の別なく、時間を意識することなく勤務していた教員は、勤務に起因する鬱病や過労死が問題となり、そのための指導時間確保が難しくなっている⁽¹⁵⁾。

3. 生徒指導の内容と方法の変化

生徒や保護者の多様化、学校を取り巻く環境の変化により、基本的な生活習慣、学習習慣や規範意識の醸成など、次第に高等学校の指導することが多くなった。生徒指導の消極的な面とされる、窃盗・傷害・暴行など問題行動への対処も教員の重要な業務となった。進学率が上昇し、これらの指導を要する生徒が増加し、ほとんどの学校で多くの時間をかけているのが実情である。

更に、『生徒指導提要』には、インターネット・携帯電話の有害情報対策、発達障害、児童虐待、いじめの早期発見、自殺防止、喫煙・飲酒・薬物濫用などへの対応が、新たな課題として取り上げられている。高等学校はこれらの指導のため、時間と労力を確保しなければならなくなった。

指導は、入学後早い時期に行わなければならない。そのため、新入生へのオリエンテーションなど、入学早々の4月始めに設定し、中学校と高等学校の違いを強調し意識変革の契機とさせている。なかには、より効果のあ

るものとするため、合宿などを行うところもある。

生徒がマナーやルールを理解しやすいよう、保護者に不公平感が生じないように、学校は規則を定めている。高等学校が指導しなくてよいといわれることや、問題とされなかった事柄を新たに加え、次第に幅広く詳細なものとなってきた。スカートの長さや頭髪の色、窃盗・傷害・暴行など、常識的に校則には馴染まないものも含めなければならなくなった。

しかし、これら指導の工夫や熱意も、一部の生徒や保護者には、価値観の押しつけ、拘束するものとして捉えられ、理解されず批判されることさえある。管理と規制のためのもの、生徒の人権を侵害するもの、本来の生徒指導とは異なると、間違った指導として指摘されるようになった。学外では生徒の実態がわからず、違和感をもたれたというのもその一因といえる。

なお、時代が変化するとともに、社会の枠組みも変容し、それに応じて子どもの問題行動も変わってくる。予防と的確な問題の解決のため、新たな問題を見逃さないよう、常に多角的な視点からの情報収集が必要になっている⁽¹⁶⁾。

二、日常の生徒指導と特別指導

1、基本的な生活習慣など日常の生徒指導

基本的な生活習慣とは、排泄・睡眠・食事・着衣・清潔などに関するもので、乳幼児期の早い頃から身につけさせたいものである。これらは、親の行動を見て習慣化されるものが

多く、親には意識的なより良い行為が求められる。学校に入学する頃になると、挨拶や礼儀などの集団生活に関わるもの、時間や服装などの学校生活に関わるもの、授業規律や態度などの学習活動に関わるものが、新たに必要な生活習慣として求められるようになる⁽¹⁷⁾。親はそのため、就学前に可能な限り習慣化させなければならない。

社会生活を営むには、決まり正しい生活をし、時間を守ることが大切である。高等学校でも、在学中から卒業後のために、始業時間や帰宅時間、集合時刻を守るよう指導する。その意義と必要性を説き、理解させ習慣化させている。しかし、十分な指導の成果が得られないときは、始業時など教員が校門や校舎の出入口で声をかけ指導したり、遅刻が度重なる生徒には、面談をしたりペナルティを与え、また家庭の協力を求めたりしている。

高校生らしい清潔な服装・頭髪にさせる。派手な化粧をさせない。学習の場の雰囲気づくり、学習に臨む意識づけのため、これらに時と場をわきまさせることは必要である。学校では、その意義と必要性を説き、理解させ自覚させようとしている。しかし、徹底できないときは、教員が校門や校舎の出入口で声をかけたり、集会時などに一斉に指導している。また、指導が度重なる生徒には、面談などをし家庭に協力を求めている。

授業中に寝たり、雑談・余所事をしている生徒には、学習への意欲を喚起しなければならない。エスケイプ、テストの不正行為などさせてはならない。学習の場の雰囲気は、当該生徒のためだけでなく、すべての生徒にと

って大切である。学校は、その意義と必要性を説き、理解させ習慣化させねばならない。授業をしっかり受けるよう、その都度注意し、強い調子で声をかけたり不要品を預かるなどしている。指導の成果がみられない生徒には、面談などをし家庭に協力を求めている。

2. 規範意識など日常の生徒指導

校内規律を維持することは、学校における教育活動の前提である。学校が安心・安全な居場所となり、暴力行為・いじめなどの問題を未然に防ぐことにつながる⁽¹⁸⁾。教育基本法でも、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律は重んずるようにならねばならないとしている⁽¹⁹⁾。

規律は校内の規則を守るよう指導し維持されている。この規則の内容が、一般社会とかけ離れるのは好ましくないが、社会で許されない行為だけでなく、当該学校に限られた許されない行為もあり、いずれも規則として遵守させねばならない。親は、趣旨をよく理解し、子どもが守るよう協力しなければならない⁽²⁰⁾。

未成年の煙草は、薬物乱用への入門薬物といわれる。心身が発達途上にある生徒に、深刻な健康への影響を及ぼす。また、未成年者喫煙禁止法によって禁止されている行為である。このことは、ホームルームや集会などで理解させようとしている。併せて、校内外の生徒の観察が必要であり、特に学校祭や校外学習など生徒の気分が高揚したとき、より頻繁に巡回などしている。煙草臭などから喫煙が確実視される時は、生徒に持ち物を提出

させるなどしている。

校内での盗難、校外での万引きやたかりなどあってはならない。これらは、刑法の罪に当たることなどホームルームや集会において理解させ、毅然とした指導方針を示さねばならない。人の集まる場所では、置き忘れ、勘違いし持ち去るなどの可能性がある。貴重品は持ち歩かない。ペンや消しゴムから、置き傘・通学自転車に至るまで、私物には記名する。その他、無断借用しないなど、生徒に自覚を促している。教員が定期的に校内外の巡回をしているところも多い。

生徒間の暴力、対教員暴力を含め一切の暴力を認めてはならない。暴力による器物の破損、破壊行為をさせてはならない。その行為は刑法の罪に当たり、また喧嘩は他の生徒にも迷惑がかかり両成敗で終わらないことを、ホームルームや集会などで理解させねばならない。そのため、乱暴な言葉遣いなど予兆を見逃さないよう観察したり、定期的に校内外の巡回をしている。また、生徒同士が見て見ぬふりをしないよう、面接などを通して問題発見に努めている。

いじめは、人間として絶対に許されないものであり、一人一人の生徒に徹底させねばならない。傍観者にならぬようにさせるのも同様である。その徴候は見逃すことなく、事実を解明し迅速に解決しなければならない。そのため、多くの学校では、教員が定期的に校内外の巡回をしたり、アンケート・面接などを通して問題発見に努めている。関連して、不登校・自殺について、いじめとの関連からも細心の注意を払っている。指導に強制力を

もたないという制約があるものの、予防・早期発見・迅速な解決のため努力している。

3. 問題行動と特別指導

日常の指導を繰り返したにもかかわらず、「性行不良で改善の見込みがない」、「学力が劣等で成績の見込みがない」、「学校の秩序を乱し、その他学生または生徒の本文に反した」など、そのまま続けると本人にも他の生徒にも好ましくない場合、高等学校では、校長訓戒・学校謹慎・家庭謹慎などの特別な指導を行う⁽²¹⁾。これは、事実確認をより詳細に行い、生徒の生活環境・友人関係、学習状況などを調査し、特別な体制のもとに指導するものである。

問題行動が発覚した場合、生徒指導部が中心となり事実確認を行う。生徒との信頼関係をもとに当該生徒に説明させたり、他の生徒からの情報把握にも努める。確認された事実は、保護者に連絡し校内の情報交換を速やかに行う。その後、生徒指導部会、生徒指導委員会など開き、家庭訪問計画などを含めた特別指導の案を作成する。その際、本人の事情だけでなく、他の生徒にも配慮したものとする。また、以前の指導事例と比較し、均衡あるものとする。緊急に解決を要する問題であっても、見込み・推測では指導しない。事柄によっては、関係機関の協力を得るようにする。校長は、所属教員から意見を聴取し、指導案を検討する。その際、生徒に弁明の機会を与え、慎重に意思決定を行っている。

校長訓戒、家庭謹慎など申し渡しは校長が行う。特別指導中は、生徒の学習の権利を奪

わないよう、適切な学習課題を課している。家庭謹慎の場合は家庭訪問を行うが、その際、生活日誌や課題の確認、親との意見・情報交換など行う。申し渡しの際、もしくは指導中に、生徒が自らの判断で転学・退学を希望する場合もある。この場合、学校では慰留したり、もしくは適当な転学先・就職先に移るための支援をしている⁽²²⁾。

家庭謹慎の解除は、課題や反省文の確認をした後、校長が行っている。好ましくない生活環境や友人関係がそのままの状態でも解除することもある。低学力の生徒は、教科の学習から逃れるため再度問題行動を起こしやすい。特別指導の間だけでなく、生活・学習ともに継続して指導を行うことが多い。

三、生徒指導と家庭の役割

教育基本法の第10条には、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」とある。また、その第13条には、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」とある。

学校は生徒指導という重要な役割を担っているが、子どもを育てるという視点からは、主な役割及び責任が学校にあるということではない。生徒指導は学校・教員が行うものであるが、家庭の子育てと不可分のものであり、相互の連携と協力の上に成り立つもので

ある。親は子どもの教育について最も責任ある立場にあり、学校との相互の連携・協力を努めなければならない⁽²³⁾。

1. 学校の状況と教員の役割

生徒指導は、十分な知識と経験に基づいて行うため、情報交換と指導方法の研究は全教職員で取り組んでいかねばならない。生徒の情報は、学年会・相談部会・指導部会や、日常の職員室での会話などあらゆる機会に把握し、常に共有するよう努めるべきである。併せて、教育の専門書に説かれている理論だけでは、現場の具体的な指導に不十分なことが多い。近年は団塊の世代の大量退職もあり、経験から得られる指導技術を継承していくのに不安があるともいわれる。特に、年齢の低い教員や勤務経験の浅い教員に対しては、指導方法の助言・伝達を徹底していかねばならない。

中高連絡会・生徒指導研究会・生徒指導推進委員会など、学校間の協力関係は重要である。このような場では、生徒の一般的な動向や問題行動についての情報交換や、最も適切な指導方法などが検討できる。正しい理念や理論をもち指導するのに、このような機会に得られた身近な生徒情報や指導方法は役立つものが多い。

また、管理職は常に強いリーダーシップをもち、生徒理解に努め、教職員の意識と力量を高め、問題行動に十分な対応ができるよう、全教職員が協力して指導に当たる体制の整備をしなければならない。少なくとも、一部の教員に負担が偏らないようにし、すべてを学

校が行うという意識は転換しなければならない。家庭との連携は、実質的な業務と責任の分担であり協力関係とすべきである。

高等学校では、生徒指導に時間を要する学校が多い。ただし、生徒指導は時間をかけても、短時間・短期間に大きな変化は期待しにくい。指導した生徒から感謝されることは少なく、家庭や地域からは過剰・不足・失敗との苦情が寄せられやすい。学校・教員が生徒指導に消極的にならないようにする必要がある。

2. 家庭の状況と役割

乳幼児から小学校の頃は、生きていくための基礎力をつけるときである。親は、その後の成長に果たす重大な役割を自覚しなければならない。中学校から高等学校にかけては、自我が確立され親離れしていくときである。精神的に不安定になり、家族が相談にのったり戒めるなど、それまでとは違った形での関わりが求められる。親の役割は大きく、慎重に対処することが必要である。

ところが、家庭の状況は大きく変化している。共稼ぎの家庭や一人親家庭が増え、両親と共に生活できない子どもが増えた。少子化が進み、過干渉、もしくは自分の子どもだけを大事にする親が際立つようになった。核家族化が進み、子どもの育て方に自信をもてない親が増えた。基本的な生活習慣や規範意識など厳しくしつけられなくなっている。

まず、親は家庭教育の役割を自覚し、子どもに積極的に関わらねばならない。甘やかすことなく、対立を恐れず、一貫性のある教育

方針の下で、子どもに接しなければならない。我が子の利益のためだけでなく、むしろ公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養わなければならない⁽²⁴⁾。

基本的な生活習慣は、日常の親の生活スタイル、生活習慣を見て、無意識のうちに身につくものも多い。家事を通じた親子関係、親の地域の人との関係は、知らず知らずのうちに自立への意欲をわかせる、社会人としての自覚が得られるようにさせる。しかし、自然に身につくものばかりではない。親が自ら態度で示し、意識的に体得させるものがある。

高等学校の生徒指導には、家庭の子育てとして身につけさせるものが多くある。子どもが、始業時間・帰宅時間、集合時刻を守っているか。頭髪や服装は、生徒らしく学習の場にふさわしいものか。教員の指導を受け入れ授業をしっかりと受けているか。他の生徒に迷惑をかけていないか。規則を守っているか、法を犯していないか。生活の場である家庭で、わずかな兆しも見逃さないよう、常日頃から様子を見て、声をかけることが必要である。子どもの誕生以来、深い愛情を注いできた親は、他人とは異なる強い指導が可能であり必要なときである⁽²⁵⁾。

家庭教育に、学校との連携は重要である。家庭では、子どもの情報は親の責任として把握しなければならない。保護者会や家庭訪問、学校行事やPTA活動は、子どもの動向について情報提供を受けるよい機会である。また、学校の指導方針・学校行事などの具体的な取り組み、生徒全体の動きなど、把握するとき

でもある。更に、家庭での情報を伝えるよい機会である。家庭での情報を知らせることにより、学校からの協力をよりの確に得られることになる。

子どもに問題行動があったとき、苦情が直接家庭に持ち込まれ親の責任が問われることがある。しかし高校生の場合、問題が校外で起こっても、学校に連絡があり学校の責任が問われることが多い。問題行動が発覚した場合、正確な事実を把握するため、学校は本人や関係者から事情を聞くようになる。問題行動は、原因が学校にあるとは限らない。むしろ家庭の問題が主因であったり、家庭と学校双方が原因となっていることもある。友人関係や家庭環境など、指導に必要な情報は、可能な限り自ら学校に伝えるべきである。また、学校は生徒指導の責任ある立場として、特別な指導方法などを検討する。その際、保護者は学校との連携・協力のため、子どもの情報や関係者の意見を聞き、親の役割を理解しなければならない。保護者は、協力を惜しんではならない。また特に、暴力やいじめなど、生徒の中に加害者と被害者がいる場合、学校の対応は非常に難しく、親も積極的に解決への努力をしなければならない。

四、学校と家庭との連携

学校には様々な生徒がいることから、他の生徒にとって気がかりとなったり迷惑をかけられることはよくある。ところが、迷惑をかけるのは仕方ないが我が子への迷惑は避けたい、他の生徒が我が子に協力するのは当然だが協力させられるのは困るという親がいる。

指導方法は、個人指導がよい場合、全体指導が効果的な場合と様々だが、我が子には関係ないと思う親からは全体指導への理解は得られにくい。

このような発想が学校への不満や苦情となる。一つは、学校は不要な指導をしている、過剰な生徒指導は止めろというものである。もう一つは、なすべき指導をしていない、手厚く待遇して欲しいというものである。数少ない教員が多数の生徒を指導するには限界があり、常にすべてが満足するような指導は不可能に近い。親の無理難題は、教員の精神疾患の一因ともなっている、もう一つの側面から見た生徒指導の大きな問題である。

1. 過剰とされる生徒指導

遅刻・欠席は、家庭の事情にまで立ち入り、学校で指導するようなものではない。基本的な生活習慣は家庭のしつけの問題である。頭髪や服装は個人の問題であり、プライバシーに関わる。髪の毛が長い短い、茶色に染めるなど、家庭の責任で行うことである。化粧などの程度であろうと、子どもや親の趣味の問題であり好みの問題である。学習や学校生活に支障がないよう、親の責任で適切なものにすべきである。しかし、学習の場である学校は、生徒の好ましい人間関係、静かな落ち着いた環境を維持しなくてはならない。不十分な場合には、学校の責任において、けじめをつけた場所・時間を提供するようにしなければならない。

法律で認められているバイクの免許取得は、学校が許可するものではない。ルールと

マナーを守り、他に悪い影響を与えたり迷惑をかけなければ、親の責任で乗車させればよいという考えがある。しかしバイクは、大事故の被害者もしくは加害者になる可能性がある。十分な責任能力のない未成年のバイク使用は、必要最小限にさせるべきである。そのため、家庭だけの問題ではないとして、他に悪い影響を与え迷惑をかけないように、学校は親と協力し指導を行わざるを得ない。

アルバイトは家庭の方針と責任で決めることである。家計が苦しければ働かせる、遊んでいるよりも働かせた方がよい、働くことを早く経験させるのがよいとして、親の責任で従事させればよいと思う人がいる。しかし学校は、常に生徒がより高い目標を達成するよう努力させ、部活動や家庭学習の時間も確保させねばならない。健全育成のため、未成年が働く労働条件・職場環境、賃金の用途についても指導しなければならない。学校生活に支障なく他の子どもに迷惑をかけないように、アルバイトは必要最小限に抑えるため、学校は親と協力して指導を行わなければならない。

男の子なら多少の喧嘩は当然、少しくらいの怪我は仕方がない。喧嘩は双方の親子が納得していれば警察もほとんど問題にしない、子どもの喧嘩に大人が口出しすべきでないという意見がある。しかし、喧嘩は本人だけの問題ではない。他の生徒が不安になるのは、教育環境として好ましいものではない。高校生にもなれば、暴力行為は社会的に許されない。他に迷惑がかからないよう、また非行・犯罪行為として、学校は親と協力して指導を

行わねばならない。

高等学校は、地域の人たちの期待によりつくられ支えられている。授業料だけでなく、国や都道府県などの公的な資金により運営されている。一部の人たちの考えだけで、学校の指導方針や指導方法を変更できない。多様な生徒を受け入れる学校は、十分に検討された指導方針の下、適切な指導方法をとらねばならない。

2. 責任を問われる生徒指導

生徒・保護者によって、騒々しさ、清潔・安全・安心の感じ方は異なる。時と場合により、同じ人でも感じ方は変化する。集団で生活していれば、自分と異なる感じ方に対して、不快・不満・被害の感情など誰もが持つものである。これらは、子どもがお互い生活しながら、調整し落ち着けていくものも多い。好ましくない状態が継続する場合には、教員が助言し相互に納得が得られるようにする。生徒は集団で生活しながら問題解決の術も学習すべきであり、教員がすべてに関わるものではない。

ところが校内に盗難があると、犯人をおくなく、持ち物検査をせよ、警察に依頼せよ、という意見が聞かれるようになる。しかし教育の場であり、紛失・盗難の事実確認にはプライバシーへの配慮が必要である。警察のような、犯人捜しのようなこともできない。慎重に進めれば時間を要するが、教育の場としてなし得る限りの努力をするしかない。限界の見極めも大切であり、その場合、家庭や関係機関に相談し協力を得ることとなる。

同様に、生徒間の暴力、器物の破壊があると、該当の生徒を追放せよ、一緒のクラスにするな、頻繁に校内を巡回せよ、と言われるようになる。更に、学校の管理下だから、授業中のことだから、先生がいたのにと、学校の責任が問われる。生徒が入学した日から卒業するまで、学校が暴力・破壊行為に対しすべて責任を負えるものではない。事が起きる前の指導は当然、事後も最大限の努力をし、必要に応じ家庭や関係機関に相談し協力を求めることになる。

いじめの実態が次々に報道される中、ますます深刻な社会問題となっている。いじめられる者に責任はない。いじめがいけない行為である。学校は常に注意を払っているべきである。いじめの存在に気づかなかつたり、解決できなかったときは、学校の責任は大きい。しかし、いじめをなくすには、学校だけでなく家庭・地域など周りのすべての大人が努力しなければならない。親を始め、地域・関係機関のなすべき事も多く、責任が問われなくてはならない。

不登校は、いじめとの関連も充分考慮して学校が調査を行う。生徒が意欲がもてない、居場所がないなど、学校に責任がないか問われることは当然である。しかし、すべて学校に原因があり、責任があるのではない。校内だけに注目し、それ以外のものを見なければ、その本質を見逃すこともあり得る。家庭・地域が、それぞれ協力して調査し解決しなければならない。

交通のマナー・ルールは、安全な登下校のため、また生涯にわたる安全のため、学校が

時間をかけ指導している。ところが、地域の人からは、一旦停止・二人乗り・スピードの出し過ぎ、自転車の放置について、学校の責任として苦情が寄せられる。本来、このことも、幼児・小学生の頃から家庭や地域でも指導すべきであり、親や地域の人がある都度教えねばならない。

その他、問題行動があったり指導が思うように進まない場合、学校外に起因するものはないか責任がないか常に確認する必要がある。両親の不仲・離婚、子どもへの過干渉や過保護・放任、兄弟の比較・差別などは精神的に不安定になったり、問題行動の原因になり得る。塾・アルバイト先での友人関係も無視できない。学校は教育の専門としての知識をもち経験を積んだ教員集団が、時宜に応じて最も適切な指導をしている。しかし、教員が万能ではないし、校内に限っても公務員・教員としての限界があり、親のような指導もできない。まして、校外については、時間的にも地域的にも、親を始めとする校外の大人に期待されることは多い⁽²⁶⁾。

3. 教員の勤務と生徒指導

学校教育法には、教員の職務は「児童生徒の教育をつかさどる」とある。これは主たる業務を例示したものにすぎなく、教科に関する教育活動だけを行っていけばよいということではない⁽²⁷⁾。現在のほとんどの高等学校は、生徒指導に多くの時間をかけ、重要な教育活動の一つとなっている。学校によっては、このことに相当の労力を費やす教員がいる。生徒指導は、今日、時間と労力のかかる負担の

大きい教育活動であるが、教員の当然の業務として行われなければならない。

学習指導要領には、生徒指導についての詳細は書かれていない。そこで、個々人が描いているものと学校の具体的な生徒指導が異なると、納得できず指導に消極的になる教員がいる。しかし、指導要領に示してあるのは基準であり、考え方や具体的な指導方法は、生徒の実態、地域によって、歴史的な事情によって様々である。少なくとも、学校で充分検討され、校長により決定された指導は行わなければならない。現在、勤務している教員の多くは、これら生徒指導の困難な状況を承知した上で、教職を志願し採用されている。生徒指導に意欲をもち、研修を重ね能力を備えた教員が多い。すべての教員が一致・協力してこそ効果的な指導となる。変化に対応し常により効果的な方法を工夫し、最大限に力が発揮されるべきである。

とはいえ、勤務については、限定4項目にある職員会議のため時間が延長された場合、振り替えての休みは取得しやすいが、生徒指導は関係した教員だけに負担がかかり代休も取りにくい⁽²⁸⁾。

生徒指導は時間を要し、成果はすぐ現れるものではない。経験に基づいた指導力が求められ対応が難しい。また、実態把握から指導方法まで、一般的に説明されたものは具体的には役に立たないものも多い。そこで、生徒指導が過剰・不足と問題視され批判されると、教員は過敏になり指導は過度に慎重になりやすい。難しい問題は、自身の判断や行動で迷惑をかけないように、専門家など他の人に依頼

するようになることもあり得る。

おわりに

現在多くの高等学校では、教員の重要な業務として、基本的な生活習慣・規範意識を身につけるよう指導している。更に、深刻な問題行動や新しい指導課題に対処しようとしている。これらは、高等学校が行うべきとし、問題が起こると学校の生徒指導にのみ責任を問うような風潮がある。しかし、高校生になれば親の役割が終わり、学校に子どもを育てる役割と責任すべてが委ねられるのではない。生徒指導について学校の責任は大きい

が、親のなすべきことと責任が減るものではない。むしろ、家庭教育において、それ以前の関わりが少ない、もしくは不足していれば、この時期の親の役割はより大きなものとなる。

本稿では、基本的な生活習慣、規範意識を身につける指導、深刻な問題行動への対処について、学校の生徒指導を基本として、誰がどこまで責任を負って行うものか考察してきた。高等学校の生徒指導をより充実させるため、家庭がその役割と責任を果たすため、これまで以上にそれぞれの立場からの理解と協力が必要である。

注

- 1) 『生徒指導の手びき』 生徒指導資料第1集
文部省 昭和40年3月 まえがき
- 2) 『生徒指導の手引 改訂版』 生徒指導資料第1集
文部省 昭和56年9月 改訂に当たって
- 3) 『生徒指導提要』 文部科学省 平成22年3月
- 4) 『文部科学省統計要覧 (平成24年度版)』
文部科学省 1. 学校教育総括
中学校卒業者の高等学校等進学率
- 5) 前掲『生徒指導提要』 文部科学省 平成22年3月
第8章 学校と家庭・地域、関係機関との連携
- 6) 『家庭教育手帳』 文部科学省 平成10年～
平成20年度～ 電子媒体を教育委員会に提供
- 7) 前掲『生徒指導提要』 文部科学省
平成22年3月 p.1 1. 生徒指導の意義と課題
- 8) 前掲『生徒指導提要』 文部科学省
平成22年3月 まえがき
- 9) 「育児支援が親子関係、子どもの発達に及ぼす影響
-中学生・高校生の保護者を対象として-」
加藤 邦子 2001 p.81～82 家庭教育研究所紀要 /
小平記念日立教育振興財団日立家庭教育研究所 編。
直接の研究課題は乳児期に受けた育児支援であるが、
就学以前の親子の関わりが、順次、以降の子どもの

発達や親子関係に大きな影響を与えることが検証されている。

- 10) 「高等学校設置基準の一部改正」 平成5年3月
- 11) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」
(文部省令) 昭和63年3月
単位制高等学校教育規定 (文部省令)
- 12) 「通信単位制高等学校 (広域性) に係る学校教育法の施行に関する規則」 平成19年5月
- 13) 『文部科学省統計要覧 (平成24年度版)』
文部科学省
- 14) 『学習指導要領』 文部省
昭和55年、平成4年、平成14年
- 15) 『教員勤務実態調査 (高等学校) 報告書』
平成18年 (10月～12月) 文部科学省委託調査研究
(株) ベネッセコーポレーション
- 16) 『入門 生徒指導「生徒指導提要」をふまえた新しい
生徒指導のあり方』
片山紀子 学事出版 2011.4. p.10
近年は、「内にこもる子どもが増えた」、「縦社会的
関係を苦手とする」として、今日的な指導の在り方を
提起された。
- 17) 前掲『生徒指導提要』 文部科学省 平成22年3月
p.142 基本的な生活習慣の確立
- 18) 前掲『生徒指導提要』 文部科学省 平成22年3月

p.143 校内規律に関する指導の基本

- 19) 教育基本法 第2章 教育の実施に関する基本
学校教育 第6条(2)
- 20) 前掲『生徒指導提要』文部科学省 平成22年3月
p.147 校内規律に関する学校の指導
- 21) 学校教育法施行規則 第13条(懲戒)
- 22) 学校教育法第11条 学生・生徒等の懲戒
- 23) 教育基本法 平成18年12月
第10条 家庭教育
第13条 学校、家庭及び地域住民などの相互の連携協力
- 24) 「日本の家庭教育力が衰退したのはなぜか」
内田 樹 総合教育技術 小学館 2011.5
親たち自身が、「学習努力の目的は自己利益の増大であり、教育の専一的な受益者は子ども自身だ」と思っている限り、家庭教育が子どもの成熟に資することはないと、「微酔から醒める」ことを提言されている。
- 25) 「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」
平成19年 中央教育審議会
- 26) 『学校と関係機関等との連携：学校を支える日々の連携』国立教育政策研究所生徒指導研究センター
東洋館出版社, 2011.8.
- 27) 学校教育法 教員の職務
第28条6項、第40条、第51条
- 28) 「国立及び公立の義務教育諸学校などの教育職員の給与などに関する特別措置法」
(給特法 第4条) 昭和46年5月

参考文献

- 1) 『生徒の健全育成をめぐる諸問題-校内暴力を中心に-』生徒指導資料第17集 昭和57年3月
- 2) 『中学・高校生の難しさ：母親からの62の質問』
伊藤友宣 朱鷺書房, 1989.5
- 3) 『Q&A 子どもの心の健康相談室 中学生・高校生』
村田保太郎 平凡社 1989.1
- 4) 『高校生の家庭教育と学校教育』桑折陽一 1988.4
- 5) 『親のための教育学. 第4巻』
丸岡秀子, 丸木政臣 編 ダイアモンド社, 1979.3
- 6) 『高校生の家庭教育』竹田友三 明治図書出版 1965
- 7) 「家庭教育と自立意識」
第4回「高校生と保護者の進路に関する意識調査」
「不安」と対峙する親子をどう支援するか
Career guidanceNo.30 リクルート 2010.2 29~33
- 8) 「規範意識を育むには」中村 豊
特集 生徒指導提要进行 "現場" でどう活かすか
月刊生徒指導 学事出版 2010.8
- 9) 「学校・地域が連携する家庭教育支援の考察(1)」
栗原 保
『教育研究所紀要』文教大学教育研究所 編 2011

